

茨木市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市国民健康保険条例施行規則（昭和38年茨木市規則第17号。以下「規則」という。）第16条及び第17条に定めるもののほか、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。第3及び第6において「法」という。）第44条第1項に規定する一部負担金の免除及び徴収猶予の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(免除及び徴収猶予の対象)

第2 規則第16条第1項各号に該当するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、療養を受ける被保険者の属する世帯の世帯主又は主たる生計維持者が当該各号に該当するときとする。

- (1) 規則第16条第1項第1号に該当するとき 火災、風水害、震災その他これらに類する災害（第3号アにおいて「災害」という。）により、その居住する住宅について著しい損害（全壊、全焼、大規模半壊、半壊、半焼、火災による水損又は床上浸水をいう。）を受けたとき。
- (2) 規則第16条第1項第2号に該当するとき 疾病、負傷等により収入が前年と比較して著しく減少し、世帯主及びその世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の月額収入の合計額が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額に1000分の1155（ただし、平成30年1月1日から同年9月30日までの間については10分の11、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間については885分の990、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間については870分の990とする。）を乗じて得た額（以下この号及び次号イにおいて「基準額」という。）以下であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3月分に相当する額以下であるとき。
- (3) 規則第16条第1項第3号に該当するとき 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 災害により、死亡し、又は障害者（ただし、身体障害者手帳を有する者のうち、その障害の程度が1級若しくは2級に該当する者、又は精神障害者手帳を有する者のうち、その障害の程度が1級に該当する者とする。）となったとき。
 - イ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が前年と比較して著しく減少し、世帯主等の月額収入の合計額が基準額以下であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3月分に相当する額以下であるとき。

(免除する額)

第3 法第44条第1項に規定する一部負担金の免除（以下「免除」という。）の額は、一部負担金の10割の額とする。

（事実を証する書面）

第4 規則第16条第2項のその事実を証する書面とは、次の各号に掲げる区分に応じ、世帯主等に係る当該各号に定める書面とする。

(1) 第2第1号に該当するとき 罹災証明書その他資産等に著しい損害を受けたことを証明するもの

(2) 第2第2号に該当するとき 次に掲げるもの

ア 保険医療機関担当医の意見書

イ 収入状況を証明するもの

ウ 預貯金の額を証明するもの

エ 賃貸住宅等に居住する場合にあっては、その負担する家賃等の額を証明するもの

(3) 第2第3号アに該当するとき 次に掲げるもの

ア 罹災証明書その他資産等に著しい損害を受けたことを証明するもの

イ 保険医療機関担当医の意見書

(4) 第2第3号イに該当するとき 次に掲げるもの

ア 事業又は業務の休廃止、失業等を証明するもの

イ 収入状況を証明するもの

ウ 預貯金の額を証明するもの

エ 賃貸住宅等に居住する場合にあっては、その負担する家賃等の額を証明するもの

（免除の期間）

第5 免除の措置は、規則第16条第2項に規定する申請のあった日から起算して、3月の期間内に限って行うものとする。ただし、申請が不可能な環境下にあると認められる場合は、開始日を遡及することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、再申請により更に3月を限度として免除の措置を延長することができる。

（徴収猶予の期間）

第6 法第44条第1項に規定する一部負担金の徴収猶予（第7及び第8において「徴収猶予」という。）の措置は、規則第16条第2項に規定する申請のあった日の属する月から起算して、6月（ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）の期間内に限って行うものとする。

（取消し等）

第7 市長は、免除又は徴収猶予の措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その措置を変更し、若しくは取り消し、又はその措置に係る一部負担金の全部若しくは一部を直ちに徴収することができる。

- (1) 偽りその他不当な行為により、その措置を受けたと認められるとき。
 - (2) 資力その他の事情の変化により、その措置が不相当と認められるとき。
- (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、免除及び徴収猶予の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予取扱要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る免除及び徴収猶予の取扱いについて適用し、同日前の申請に係る免除及び徴収猶予の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から実施する。